

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和7年5月2日現在
高岡市被災者支援・復旧対策本部

事業者の方向け

	項目	対象者	支援内容	問合せ先
1	相談窓口			
	特別相談窓口の設置【国】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業・小規模事業者向けに、金融相談や経営相談ができる特別相談窓口を設置 【窓口一覧】 ・日本政策金融公庫高岡支店 ・商工中金高岡支店 ・富山県信用保証協会 ・富山県商工会連合会 ・富山県中小企業団体中央会 ・富山県よろず支援拠点 ・中小機構北陸本部 ・中部経済産業局	日本政策金融公庫高岡支店 TEL 0570-045028 商工中金高岡支店 TEL 0766-25-5431 富山県信用保証協会 TEL 076-423-3171 富山県商工会連合会 TEL 076-441-2716 富山県中小企業団体中央会 TEL 076-424-3686 富山県よろず支援拠点 TEL 076-444-5605 中小機構北陸本部企業支援課 TEL 076-223-5546 中部経済産業局中小企業課 TEL 052-951-2748
	緊急金融相談窓口の設置【県】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業者向けに、金融専門相談窓口を開設	富山県経営支援課 TEL 076-444-3248
	被災事業者復旧等支援窓口の設置【県】	中小企業・小規模事業者	国において「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」が発表されたことを受けて、被災された中小・小規模事業者の支援に関する電話相談窓口を設置	富山県経営支援課 TEL 076-444-3962
4	特別相談窓口の設置【商工会議所】	中小企業・小規模事業者	能登半島地震による災害に関する特別相談窓口を設置	高岡商工会議所 中小企業相談所 TEL 0766-23-5007

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和7年5月2日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

5	雇用・労働関係相談窓口の設置【国】	被災された事業主	被災された事業主向けに、雇用・労働関係について相談ができる窓口を設置 【窓口一覧】 ・富山労働局 ・富山労働局高岡労働基準監督署 ・ハローワーク高岡	富山労働局助成金センター TEL 076-432-9162 富山労働局高岡労働基準監督署 TEL 0766-23-6446 ハローワーク高岡 TEL 0766-21-1515
資金貸付				
6	災害復旧貸付の実施【国】	中小企業・小規模事業者	日本政策金融公庫・商工中金が運転資金または設備資金を融資する災害復旧貸付を実施	日本政策金融公庫高岡支店 TEL 0570-045028 商工中金高岡支店 TEL 0766-25-5431
7	セーフティネット4号の認定（信用保証による融資限度額の拡大）【国】	中小企業・小規模事業者	地震により売上高等が減少している事業者に、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額を100%保証	産業企画課 TEL 0766-20-1286 市内の各金融機関
8	災害関連保証の認定（信用保証による融資限度額の拡大）【国】	中小企業・小規模事業者	被災中小企業者が金融機関から借入等を行う場合に、信用保証協会が一般保証及びセーフティネット保証とは別枠で融資額を100%保証	富山県信用保証協会保証課 TEL 076-423-3176 創業・経営支援課 TEL 076-403-5816
9	緊急災害短期保証【信用保証協会】 ※令和7年3月31日 申請受付終了	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業者に対し、り災証明書の発行を待たずに利用できる、短期つなぎ融資用の信用保証 ○保証限度額：直近決算（確定申告）の平均月商の3ヶ月以内 ○保証料率：年0.3～1.45% ○保証期間：1年以内 ○受付期間：令和6年1月11日～令和7年3月31日 ※11「震災対策特別融資【県】」、12「中小企業者向け災害対応資金【市】」等に借換え可能	富山県信用保証協会保証課 TEL 076-423-3176 創業・経営支援課 TEL 076-403-5816
10	小規模企業共済災害貸付の実施【国】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日で低利率の融資を実施	中小機構北陸本部企業支援課 TEL 076-223-5546

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 7 年 5 月 2 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

11	震災対策特別融資【県】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた県内の中小企業者に対する融資 ○融資限度額：1 億円 ○保証料率：年 0 ～0.55 % ○融資利率：年1.25 %以内 ○返済期間：10年以内 ○受付期間：令和 7 年 7 月31日まで ※ 9 「緊急災害短期保証【信用保証協会】」の融資分について借換え可能	富山県経営支援課 TEL 076-444-3248
			令和 6 年能登半島地震の影響により、最近 3 か月間の売上高が前年同期比 5 %以上減少した中小企業者に対する融資 ○融資限度額：1 億円 ○保証料率：年0.15～0.85 % ○融資利率：年1.25 %以内 ○返済期間：資金使途が設備、借換えは10年以内、運転は 7 年以内 ○受付期間：令和 7 年 3 月31日まで ※ 9 「緊急災害短期保証【信用保証協会】」の融資分について借換え可能	
12	中小企業者向け災害対応資金【市】	中小企業・小規模事業者	被害を受けた市内の中小企業者に対し、低利率の融資を実施 ○融資限度額：2,500万円 ○保証料率：年0.35～1.05 %（市が全額補給） ○融資利率：年1.6 %以内 ○返済期間：10年以内 ※ 9 「緊急災害短期保証【信用保証協会】」の融資分について借換え可能	産業企画課 TEL 0766-20-1286
13	漁業近代化資金（設備資金）の貸付【東日本信用漁業協同組合連合会】	漁業者・漁業協同組合等	漁船建造資金および漁具購入資金等の設備資金の貸付けの実施	東日本信用漁業協同組合連合会富山支店（JFマリンバンク） TEL 076-441-3528

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 7 年 5 月 2 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

14	漁業振興資金（漁業経営安定資金）（運転資金）の貸付【東日本信用漁業協同組合連合会】	漁業者・養殖業者（海面で事業を行う方に限る）	操業開始時に必要な資金の貸付けの実施	東日本信用漁業協同組合連合会富山支店（JFマリンバンク） TEL 076-441-3528
補助金				
15	小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」【商工会議所・商工会】	小規模事業者	令和 6 年能登半島地震により、生産設備や販売拠点が大規模な損害を受け、顧客や販路の損失という状況に直面している被災地域の小規模事業者等の事業再建を支援するもの ○補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内 ○上限額 ①200万円（自社の事業用資産に損壊等の直接的な被害があった事業者） ②100万円（間接的（売上減少）な被害があった事業者）	高岡商工会議所 TEL 0766-23-5000 高岡市商工会 TEL 0766-63-6585
16	伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）【国】	伝統的工芸品の製造事業者等	伝統的工芸品の製造事業者等が、被災により影響を受けた場合に、事業再開のために必要な生産設備、原材料確保に係る取組みに要する経費の一部を国が補助するもの ○補助率：補助対象経費の 4 分の 3 以内 ○上限額：1,000万円	中部経済産業局産業部製造産業課 TEL 052-951-2724
17	高岡市伝統産業災害復興支援補助金【市】	経済産業省の伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）に採択され、当該補助金の確定を受けた事業者	経済産業省の伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）を活用した場合の事業者の自己負担分について支援するもの ○補助率：3 分の 1 ○上限額：100万円	産業企画課 TEL 0766-20-1285
18	企業立地助成制度における「被災企業枠」の創設【市】	企業立地助成制度における対象業種に属し、り災証明書等を得ている事業者	なりわい再建支援事業の対象とならない新規設備投資等（5 千万円以上）に対して支援するもの ○補助率：5 % ○上限額：1 億円 ※令和 9 年 3 月 31 日まで申請受付	産業企画課 TEL 0766-20-1293

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 7 年 5 月 2 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

19	高岡イノベーション推進事業（震災枠）【市】 ※令和 7 年 1 月 31 日 申請受付終了	・能登地方に被災した事業所を有する本市中小企業等 ・能登地方で被災した中小企業等と連携する本市中小企業等	能登地方において被害を受けた事業所を有している本市中小企業等、または本市中小企業等が能登地方の地元中小企業等と連携して取り組む新商品開発や販路開拓事業について支援するもの ○補助率：3 分の 2 ○上限額：新商品開発事業 100 万円 国内見本市出展事業 60 万円	産業企画課 TEL 0766-20-1395
20	高岡市中小企業等専門家派遣活用支援事業【市】	中小企業者等	市内事業者等が専門家派遣事業を活用した場合、自己負担分の一部を支援するもの（新たに富山県小規模事業者事業継続力強化補助金を補助対象に追加） ○補助率：2 分の 1 ○上限額：10 万円	産業企画課 TEL 0766-20-1395
21	高岡市事業つなぎ補助金【市】	令和 6 年能登半島地震により被災し、既存事業所での事業継続が困難な事業者	事業の用に供する、高岡市内の土地、工場、店舗等を活用する場合、その賃料等を支援するもの ○補助率：3 分の 2 ○上限額：180 万円（月当たりの上限額 15 万円） ※令和 9 年 3 月 31 日まで申請受付	産業企画課 TEL 0766-20-1293
22	なりわい再建支援補助金【県】	富山県内に所在する令和 6 年能登半島地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等	工場・店舗等の施設や生産機械等の設備に対して、復旧費用を支援するもの ○補助率： 中小企業・小規模事業者 4 分の 3 以内 中堅企業等 2 分の 1 以内 ○上限額：3 億円	被災事業者復旧等支援窓口 富山県地域産業支援課 TEL 076-444-3962

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 7 年 5 月 2 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

23	賑わい集積開業等支援事業【市】	高岡市内で開業、移転する方	・要綱に定める開業支援対象区域（中心市街地、観光地周辺区域、商店街形成区域）において、市内の被災者が市内で移転・新規開業する場合、補助率を上乗せ ・市外の被災者が転入し、移転・新規開業する場合、補助率・限度額を上乗せ ・特に、伏木・吉久の対象エリアで移転・新規開業する場合、補助率・限度額を上乗せ ・既存店舗をリニューアル・改装する場合の対象エリアに勝興寺・吉久を追加 ・中心商店街を含む地域経済の活性化を図るため限度額の上乗せを実施している重点支援区域内における大規模店舗（出店面積250㎡以上、常勤従業員数4人以上）の出店について、被災者の場合は更に補助率を上乗せ ※令和 9 年 3 月 31 日までに交付決定が必要	商業雇用課 TEL 0766-20-1289
24	シェアオフィス活用促進事業補助金【市】 ※令和 7 年 2 月 28 日申請受付終了	令和 6 年能登半島地震により被災し、これまでのオフィスにおいて通常業務が行えない法人および個人	市が指定するシェアオフィスの家賃を補助 ○補助率：3分の2 ○上限額：3万円/月 ○補助期間：最大6ヶ月	商業雇用課 TEL 0766-20-1591
利子補給				
25	農業経営安定資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	経営資金の不足に対し融資を受けた場合、利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
26	農林漁業セーフティネット資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	経営の再建に必要な資金および減収の補填のための資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 7 年 5 月 2 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

27	農林漁業施設資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	農業用施設等の復旧を行うために必要な資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
28	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	災害により必要となる長期資金および施設等を復旧するための資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
29	農業近代化資金の利子助成【県】	農業の経営計画を策定している農業者	施設、農地等の復旧に要する資金融資の利子に対し助成を実施	富山県高岡農林振興センター 担い手支援課 TEL 0766-26-8474 富山県農業経営課 TEL 076-444-3273 農業協同組合の高岡市内各支店
市税等の減免など				
30	固定資産税（家屋および償却資産）の特例【市】	地震により滅失・損壊した家屋または償却資産を所有されている方	地震により滅失・損壊した家屋または償却資産に代わる家屋または償却資産を令和11年 3 月31日までに取得等した場合に、課税標準を 4 か年度分にわたり価格の 2 分の 1 とする等の特例を適用 ※取得等した翌年の1月31日まで（31日が休日の場合は翌営業日まで）申請受付	資産税課 TEL 0766-20-1272
31	固定資産税（償却資産）の減免【市】 ※令和 7 年 1 月31日 申請受付終了	事業用の資産が修理や廃棄が必要となる被害を受けた事業者	損害の程度に応じて固定資産税を減免 損害割合が 2 割未満の場合は、対象外	資産税課 TEL 0766-20-1266
32	法人市民税の申告・納付等の期限の延長【市】	富山県および石川県に主たる事務所もしくは事業所を置く法人	法人市民税の申告や納付等の期限を令和 6 年 7 月31日まで延長 ※ただし石川県の一部は継続	市民税課 TEL 0766-20-1264

令和6年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和7年5月2日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

33	水道料金・下水道使用料の減免【市】① ※令和7年3月31日終了	【り災証明書を取得された方】 り災証明書の「住家の被害の程度」が「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の水道使用者 【伏木、古府、太田各地区の方】 地震による液状化等によりライフラインの損傷が激しく、長期にわたり断水や下水道の使用ができず、生活に大きな影響のあった伏木、古府、太田の各地区の水道使用者	1か月分の水道料金・下水道使用料の基本料金を減免 ※検針は2か月に一度のため、使用者により減免対象月が異なります。なお、り災証明書の取得が2、3月検針に間に合わない場合は、検針月に関わらず、1か月分を減免します。 ※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。 ※申請手続は不要です。ただし、「水道料金・下水道使用料の減免【市】②」に該当する場合は、申請書等を提出してください。 偶数月検針（古府、太田地区を含む）令和6年2月検針 奇数月検針（伏木地区を含む）令和6年3月検針	水道料金センター TEL 0766-20-1616
34	水道料金・下水道使用料の減免【市】② ※令和7年3月31日申請受付終了	【水道使用量が大幅に増えた方】 地震による漏水等により水道使用量が大幅に増加した水道使用者	前年同期と前回の使用水量を比較して少ない水量を今回の使用水量とし、その水量を超えた水量を減免 ※井戸等（水道水以外の水）使用時の下水道使用料は対象となりません。 ※申請書等を提出してください。	水道料金センター TEL 0766-20-1616
35	建築確認申請手数料等の減免【市】	法人が所有する建築物等で、写真等で半壊相当以上の被害と判断できるもの ※事前にお問い合わせください。	被災した建築物等に代わる建築物等の建築確認申請等の手数料を減免	建築政策課 TEL 0766-20-1429
その他				
36	事業用資産の被災証明書の交付【市】	地震により事業用資産に被害を受けた事業者	日本政策金融公庫等の災害融資やなりわい再建補助金、小規模事業者持続化補助金等の各種申請を行う際に必要となる、建物、機械設備、車両、駐車場等の事業用資産に被害があったことを証明する書類を発行	産業企画課 TEL 0766-20-1395 TEL 0766-20-1293 TEL 0766-20-1286

令和 6 年能登半島地震に伴う主な被災者支援策

令和 7 年 5 月 2 日現在

高岡市被災者支援・復旧対策本部

37	売上減少の証明書の交付 【市】	地震により売上が減少した小規模事業者	小規模事業者持続化補助金「災害支援枠（令和 6 年能登半島地震）」の交付申請及びものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の事業完了期限の延長申請時に必要となる、売上減少を証明する書類を発行 ○要件 ・小規模事業者持続化補助金 公募要領において定められた期間における任意の 1 か月の売上高が前年同期、または令和 2 年 1 月 28 日以前の同期と比較して 20%以上減少していること ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 令和 6 年 1 月及び 2 月の任意の 1 か月の売上高が前年同期と比較して 20%以上減少していること	産業企画課 TEL 0766-20-1395 TEL 0766-20-1293 TEL 0766-20-1286
38	SOHO事業者支援オフィスへの入居要件緩和 【市】 ※令和 7 年 3 月 31 日 申請受付終了	令和 6 年能登半島地震により被災し、これまでの事業所において事業継続ができない事業者	入居審査を免除	産業企画課 TEL 0766-20-1395
39	被災家屋等の解体・撤去 【国】 ※令和 7 年 3 月 31 日 申請受付終了	中小企業者等の賃貸住宅もしくは事業所等であって、半壊相当以上の被害を受け、生活環境保全上の支障を除去し、二次災害を防止するために解体・撤去が必要であると市が認めるもの ※被災家屋等の一部解体は対象外	○公費解体 被災家屋等の所有者の申請に基づき、市が所有者の代わりに解体・撤去を実施 ○費用償還 市による公費解体実施までの間に、所有者自身が解体・撤去した場合の工事費用を償還 ※所有者が支払った額と市が算定した額を比較し低い方を償還額として決定するため、全額償還とならない場合があります。 ※やむを得ない理由により期日まで申請できなかった方は問合せ先までご相談ください。	環境政策課 TEL 0766-22-2144